

## TOKOニュースレター

Vol. 121/2021年1月号 発行日: 2021年1月27日

謹んで新年のお慶び申し上げます。

東光監査法人ニュースレターの読者の皆様には、日頃から弊社の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、世界的に広がった新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動はもとより日常生活まで様変わり致しました。毎月お送りするニュースレターにも、新型コロナウイルス感染症に関する話題が多く取り上げられ、その影響の大きさを実感して頂いたと思います。

さて、今年も1月7日に政府による緊急事態宣言が発令されております。しかし我々は一年近く新しい常態いわゆるニューノーマルの環境に置かれていたため、適切な対処方法も徐々に発見され、昨年のような混乱が回避される一年になると思います。

我々監査現場においては、従来では考えられなかったリモートワークを活用した新たな監査スタイルが採用され始めています。日本公認会計士協会は、昨年 12 月 25 日にリモートワーク対応第 1 号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項」及び同 2 号「リモート棚卸立会の留意事項」を公表しました。監査は、以前より現場に赴いて現物を実際に見て現実を理解する「三現主義」が監査品質を担保する源でした。リモートワークは、デジタル化したデータが証憑資料として利用するため、監査品質をどのように担保するのかが大きなテーマとなります。リモートワーク対応第 1 号及び第 2 号は、リモートワーク監査で新たに想定されるリスクやそれらリスクへの対応についての留意事項が示されており、今後も進化したデジタル技術に対応した監査手法の開発が進むことになるでしょう。

我々公認会計士は、日々変化するデジタル技術に適時適切に対応しなければいけません。今年も弊社は、市場の要請に応えつつクライアントへの監査パフォーマンスを最大限にするように監査品質を重視しながら新しい監査手法に果敢に挑戦していきます。

末筆ながら、東光監査法人の活動に変わらぬご理解、ご支援をお願い申し上げますとともに、 皆様の益々のご健勝とご発展を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

> 2021 (令和 3) 年 1 月吉日 東光監査法人 包括代表社員 佐藤 明充

# Ⅰ. 最新情報(2020年12月1日~2020年12月31日)

## 1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年	公 開	業種別委員会実務	日本公認会計士協会(業種別委員会)では、金融商品取引法の改	_
12月24日	草案	指針第 54 号「金	正等を受けて、業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業	
		融商品取引業者に	者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に	
		おける顧客資産の	関する実務指針」の見直しを行い、一通りの検討を終えたため、	
		分別管理の法令遵	公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
		守に関する保証業		
		務に関する実務指		
		針」の改正につい		
		て」(公開草案)の		
		公表について		

# 2. IFRS 関係(会計制度委員会) 特になし

## 3. 学校法人会計(学校法人委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年	研究	学校法人委員会研	日本公認会計士協会(学校法人委員会)は、2020年11月19	_
12月17日	報告	究報告第24号「私	日に開催された常務理事会の承認を受けて、学校法人委員会研究	
		立学校振興助成法	報告第 24 号「私立学校振興助成法監査における監査人の独立性	
		監査における監査	チェックリスト」を改正し、公表いたしましたので、お知らせし	
		人の独立性チェッ	ます。	
		クリスト」の改正		
		について	2020年4月9日に倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立	
			性チェックリスト」が改正されました。	
			これを踏まえて、学校法人委員会研究報告第24号「私立学校	
			振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト」を見直	
			し、倫理委員会研究報告第1号に適合する形で用語等の修正を行	
			いました。	

# 4. 非営利・公会計(非営利法人委員会、公会計委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年	委員	「「国立大学法人	文部科学省及び日本公認会計士協会は、国立大学法人会計基準の	令和2事業年度
12月25日	会 報	会計基準」及び「国	実務上の留意点を定める「「国立大学法人会計基準」及び「国立	から適用
	告	立大学法人会計基	大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(以下「実務指針」	
		準注解」に関する	という。) を改訂いたしましたのでお知らせいたします。	
		実務指針」の一部		
		改訂について	2019 年5月に国立大学法人法が改正され、一国立大学法人の	
			下に複数大学を設置することが可能になりました。これに伴い、	
			国立大学法人等の財務状況をより適切に開示する観点から、実務	
			指針の見直しを行ったものです。	

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年	公 開	 「保証業務実務指	日本公認会計士協会(IT委員会)では、昨今、情報セキュリテ	_
12月25日	草案	針 3850「情報セ	- ィ等に係る信頼性付与のニーズが高まっていることを受けて、広	
		キュリティ等に関	く情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統	
		する受託業務の	制を対象とした保証業務の提供が可能となるように、Trust	
		Trust に係る内部	Service Criteria の適用を前提とした保証業務実務指針 3852	
		統制の保証報告書	「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機	
		に関する実務指	密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」(2019	
		針」及びIT委員	年 11 月6日最終改正)及び IT 委員会実務指針第 2 号「Trust	
		会研究報告「保証	サービスに係る実務指針(中間報告)」に代わる実務指針及びそ	
		業務実務指針	のQ&Aの起草を進めて参りました。	
		3850「情報セキ	このたび、Trust Service Criteria 以外の規準を適用した場合	
		ュリティ等に関す	に限らず、広く情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust	
		る受託業務の	に係る内部統制を対象とした保証業務を行うための実務指針及	
		Trust に係る内部	び研究報告として、新たに「保証業務実務指針 3850「情報セキ	
		統制の保証報告書	ュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報	
		に関する実務指	告書に関する実務指針」及びIT委員会研究報告「保証業務実務	
		針」に係るQ&	指針 3850「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に	

	A」」(公開草案)	係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」に係るQ&A」」	
	の公表について	の取りまとめを終えたため、草案として公表し、広く意見を求め	
		ることといたしました。	

# 6. その他(会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020 年 12	その	IFRS 財団「サステ	このたび、日本公認会計士協会が構成メンバーとして参画する	_
月1日	他協	ナビリティ報告に	IFRS対応方針協議会※は、IFRS財団が9月30日に公表した「サ	
	会 案	関する市中協議文	ステナビリティ報告に関する市中協議文書」に対してコメントを	
	件	書」に対する	提出いたしました。	
		IFRS 対応方針協		
		議会からのコメン		
		ト提出について		
2020 年 12	意見	IFRS 財団 市中協	2020 年9月 30 日に IFRS 財団評議員会から、 サステナビリテ	_
月24日		議文書「サステナ	ィ報告に関する市中協議文書が公表され、広く意見が求められま	
		ビリティ報告」に	した。	
		対するコメントに	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該市中協議文	
		ついて	書に対するコメントを取りまとめ、2020年 12月 24 日付けで	
			提出いたしましたのでお知らせいたします。	
2020年	お知	リモートワーク対	日本公認会計士協会はリモートワーク環境下における決算・監査	
12月25日	らせ	応第1号「電子的	上の対応として、リモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経	
		媒体又は経路によ	路による確認に関する監査上の留意事項 〜監査人のウェブサイ	
		る確認に関する監	トによる方式について~」について取りまとめ、本日、公表いた	
		査上の留意事項	しました。	
		~監査人のウェブ		
		サイトによる方式		
		について~」		
2020年	お知	リモートワーク対	日本公認会計士協会は、リモートワーク環境下における決算・監	
12月25日	らせ	応第2号「リモー	査上の対応として、リモートワーク対応第2号「リモート棚卸立	
		ト棚卸立会の留意	会の留意事項」について取りまとめ、本日、公表いたしました。	
		事項」		
2020年	意見	IASB ディスカッ	2020年3月19日に国際会計基準審議会(IASB)から、デ	
12月28日		ション・ペーパー	ィスカッション・ペーパー「企業結合-開示、のれん及び減損」	
		「企業結合一開	が公表され、意見が求められました。	

	示、のれん及び減		
	損」に対する意見	日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該ディスカッ	
	について	ション・ペーパーに対するコメントを取りまとめ、2020 年 12	
		月 10 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	

### Ⅱ. 連絡広場

#### ワンポイントメッセージ

国際会計士倫理基準審議会(IESBA)は、2020年1月21日付けでIESBA 倫理規程の改訂に関する公開草案(非保証業務及び報酬)を公表しました。

本公開草案は、IESBA 倫理規程における非保証業務及び報酬に関する独立性規定を強化するものであり、主に、以下の事項について提案されています。

#### ●非保証業務

- ・自己レビューの阻害要因が生じる場合、PIE(Public Interest Entity:大会社等)である監査関与先に非保証業務を提供することを禁止
  - 非保証業務の許容性を判断する際に重要性が考慮される状況を限定
- ・統治責任者とのコミュニケーションに関する規定を強化(監査関与先が PIE である場合における統治責任者による非保証業務の事前承認に関する規定を含む。)
  - 特定の税務及びコーポレートファイナンスに関する助言など、一部の非保証業務の提供に関する規定を強化

#### ●報酬

- 監査報酬の金額が、監査関与先に対する監査以外の業務の提供によって影響を受けることを禁止
- PIE である監査関与先に対する報酬の依存が特定の期間を超えて継続した場合、監査人を辞めることを要求
- ・統治責任者及び社会一般が監査人の独立性を判断するのに役立つ、報酬関連情報のコミュニケーション

現在でも報酬依存度が高い場合にはセーフティーガードの適用が求められていますが、IESBA の公開草案は ①2年連続で 15%を超えた場合の「情報公開」

②5 年連続で 15%を超えた場合の「監査人の辞任」

を要請しているとのことです。

感覚的に、中小監査法人においてはメインクライアント 1 社で高額な監査報酬を得ていることは多いと思われます。この改正が導入された場合、合併などにより報酬依存度を下げるなど生き残りをかけた業界再編の動きが出てきそうです。

以上

# 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

**〒**102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703